市政情報

高齢者等家庭ごみ戸別収集を始めます

市では、ごみを集積所まで自分で持ち出すことが困難で、身近な人の協力等を得ることが難しい世帯を対象に、高齢者や障害のある人の負担の軽減を目的として、家庭までごみを収集に伺う「高齢者等家庭ごみ戸別収集」を令和8年2月から試行的に開始します。

対次のいずれかに該当する人のみで構成され、自分でごみを集積所へ持ち出すことが困難で、親族、近隣住民などの協力又は福祉サービスによる支援を受けることができない世帯
- 介護保険制度の要介護認定を受けている人
- 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する人

収集方法

毎週月曜日、玄関先など屋外に置いたごみを職員が収集します

収集できるごみ

分別された可燃物、プラスチック類、紙類・布類、びん・かん・ペットボトル、不燃物

※家庭粗大ごみや多量ごみは除く

申9月17日(水)以降利用申請書を廃棄物対策課に提出してください。申請受付後、現地訪問調査を行い、利用の可否について決定を行います。

※利用申請書は廃棄物対策課窓口にあります。また、市HPからダウンロードできます。

問廃棄物対策課
☎21-1401
FAX23-7700

市HP

ハロウィンジャンボ５億円
（1等3億円・前後賞各1億円合わせて）
ハロウィンジャンボミニ5千万円
（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）

☆この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
各1枚 300円
9月19日(金)2種類同時発売！
発売期間 9/19(金)～10/19(日)
☆お求めは埼玉県内の宝くじ売り場で！

下水道使用料改定のお知らせ

下水道使用料を令和8年1月1日から値上げします

下水道事業は、下水道を使用する皆さんからの下水道使用料により事業を運営しています。この度、将来にわたって生活環境と水質環境を守る下水道サービスを提供できるよう、28年ぶりに下水道使用料改定を行います。ご理解とご協力をお願いします。

使用料改定の背景

処理場等施設では老朽化が進み、約6割の設備が標準耐用年数を超えており、今後は修繕・更新費用が大幅に増加する見込みです。また、物価高騰により施設の運転管理費用、保守点検費用や電気料金など事業費用が増加している状況です。こうした状況の中、施設を適切に維持管理し、下水道事業を継続して運営していくために改定します。

使用料改定の内容

使用者の負担増に配慮し、2段階で改定します。

1回目の改定：令和8年1月1日
2回目の改定：令和13年1月1日
※改定日以降、2回目の検針分から新料金となります。

料金表(2か月あたり・税込)

下水道使用料は、基本料金と水量に応じてかかる超過料金の合計額となります。

区分(甲)	汚水量	現行	令和8年1月1日から	令和13年1月1日から
基本料金	0～20㎥	1,870円	2,332円	2,574円
超過料金(1㎥につき)	21～40㎥	110円	165円	209円
	41～60㎥	132円	187円	231円
	61～200㎥	154円	220円	275円
	201～400㎥	187円	275円	341円
	401～2,000㎥	220円	319円	396円
	2,001～10,000㎥	264円	385円	484円
	10,001㎥～	302.5円	440円	550円

下水道使用料の例

使用料の例(2か月あたり・税込)　※検針は2か月ごとに行います。

例	現行	令和8年1月1日から	令和13年1月1日から
一般家庭　(1人)16㎥使用の場合	1,870円	2,332円	2,574円
一般家庭　(3人)40㎥使用の場合	4,070円	5,632円	6,754円
大口事業者　2,000㎥使用の場合	417,670円	605,572円	751,674円

※9月と令和8年2月に使用料改定に関するお知らせを郵送します。使用料改定の詳細は、お知らせや市HPをご確認ください。

問上下水道経営課☎22-1123FAX22-4389

市HP

9月7日～13日は「救急医療週間」

救急業務の理解と認識を深めるため、救急普及啓発品トイレットペーパーや救急車ペットボトルカバーを配布します(なくなり次第終了)。

日9月9日(火)午前10時から
場道の駅　いちごの里よしみ
問比企広域消防本部警防課
☎23-2267FAX22-3905

屋外広告物適正化旬間

9月1日(月)～10日(水)に屋外広告物のルールの周知及び屋外広告物法に基づく貼り紙や立看板の撤去を行います。看板類の設置を行う場合は、県屋外広告物条例を守り、安全で美しいまち並みづくりに配慮しましょう。

問住宅建築課☎21-1424FAX24-8857

農作物の盗難にご注意ください

夏から秋の収穫時期にかけて、農作物の盗難被害が予想されます。

ネットや柵、看板などを設置し、園地への侵入を防止するとともに、収穫物は必ず持ち帰りましょう。また、定期的に見回りを行い、異変があれば警察に通報するなどの盗難防止対策を実施しましょう。

問農政課☎21-1400FAX23-7700

東松山市の台所事情(第2回：収入の種類と今後の取組)

右のグラフは、本市の令和7年度の収入予定を示したものです。皆さんから納めていただく市税が約40%を占めているほか、国や県からの支出金(補助金等)、全国どこに住んでいても一定水準のサービスが受けられるように、国が地方自治体に財源を配分する地方交付税などがあります。

市は、国とは異なり、貨幣発行ができませんので、長年にわたって利用する公共施設や道路などを整備する際には、銀行等から借金(市債)をしたり、市の貯金を取り崩し(繰入金)たりして、財源を確保しています。

広報紙7月号でお伝えした支出の増加に対応するため、ふるさと納税の強化や使用料・手数料の見直しを検討し、収入の増加を図っていきます。

問財政課☎21-1413FAX22-4031

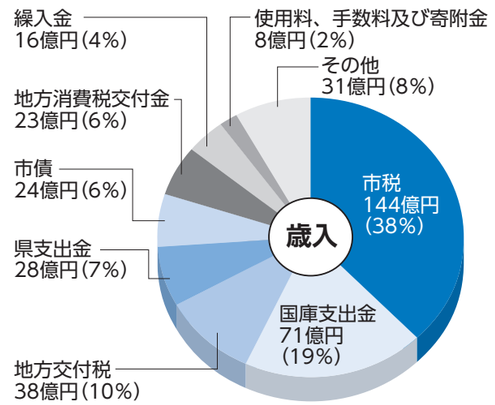

家庭用インクカートリッジ・スマートフォンを回収しています

□インクカートリッジ回収

市では「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加しています。これはプリンターメーカーが共同で運営するプロジェクトで、使用済みインクカートリッジを回収し、再資源化することで、ごみの減量や資源循環型社会の形成を目的としています。

回収対象製品　ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HPの4社の家庭用純正インクカートリッジ

市HP

□スマートフォン回収

市では環境省主催の「アフターメダルプロジェクト」に参加しています。使わなくなった携帯電話・スマートフォンを市が回収し、小型家電リサイクル法認定事業者に引き渡します。認定事業者から「スペシャルオリンピックス日本」へ、回収台数に応じた寄附を行い、知的障害のある人のスポーツ活動に充てられます。

回収対象品　携帯電話・スマートフォン
※タブレットやパソコンは対象外

市HP

■共通事項

回収箱設置場所　市役所本庁舎1階受付

問廃棄物対策課☎21-1401FAX23-7700